

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成27年7月10日認可した。

平成27年7月17日

香川県知事 浜 田 恵 造

土 地 改 良 区 名	土 地 改 良 事 業 名
丸亀市土地改良区	単独県費補助土地改良事業（揚水施設改修事業）原地区
〃	単独県費補助土地改良事業（揚水施設改修事業）三条町地区
〃	単独県費補助土地改良事業（揚水施設改修事業）大隅地区